

青葉友の会 会 則

(名称)

第1条 本会は、青葉友の会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、中日青葉学園に置く。
〒470-0131 愛知県日進市岩崎町竹ノ山149-164 社会福祉法人 中日新聞社会事業団 中日青葉学園 TEL (0561) 72-0134 FAX (0561) 74-2315

(目的)

第3条 本会は、子どもの健全育成のため関係機関と連携し、市民ボランティアが各種の福祉事業と活動の一端を担い、もって、福祉の理解と増進に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学園行事、イベント等スタッフ・引率ボランティア事業。
- (2) 学習、スポーツ、文化活動等交流ボランティア事業。
- (3) 環境整備、洗濯、奉仕活動等日常生活支援ボランティア事業。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第5条 本会の目的を理解し、その達成のために熱意ある者を会員とする。

第6条 会員は以下の分類とする。

- (1) 一般会員（おおむね20歳以上の社会人でボランティア活動をする会員。）
- (2) 学生会員

(会費)

第7条 本会の会費は、一般1,000円、学生500円とする。なお、会費は年度に一回納める事とする。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 顧問・幹事・相談員 4名

なお詳細は、別紙の通りとする。

(役員を選任および任期)

第9条 役員は、運営委員会において選出する。役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条

- (1) 会長は本会の会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会の運営を行い、定例会及び、総会の企画・開催を行う。
- (3) 事務局長および事務局次長は、本会の事務業務を担当し、監督する。
- (4) 会計は、会の経理を担当し、会費の管理及び、その他の入出金の業務を行う。
- (5) 顧問・幹事・相談員は、会の運営上必要な助言や指導を行う。

(機関)

第11条 本会に次のような機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会（運営委員会）
- (3) 定例会
- (4) 部会
- (5) 緑化運動推進委員会

本会会則は、平成11年8月1日より施行する。

平成17年4月1日改訂。平成19年4月1日改訂。